

入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立喜多方高等学校

〒966-0802 喜多方市字桜ガ丘一丁目 129 番地

電話 0241(22)0174

1 アドミッション・ポリシー

福島県立喜多方高等学校では、次のような生徒を求めています。

【アドバンスト探究コース】

- ① 学習に対する能力・意識が高く、主体的に学びに向かう意志のある生徒
- ② 地域社会、国際社会に関心を持ち他者と協働して課題解決に取り組もうとする生徒

【スタンダード探究コース】

- 文武両道を目指し、自己の成長を図ることのできる生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	学科名	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	普通科	160 名	10%程度	募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

次の(1)を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 8 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 下記「5 志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明確かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

本校は、県内初の単位制普通科という特長を活かし、「進学指導重点校」として難関大学をはじめとする 4 年制大学進学に必要な高い学力の定着をはかり、将来、地域はもとより世界で活躍するリーダー性のある生徒を育成するとともに、実社会で活躍するために必要な知識の習得と資格の取得を目指すなど、生徒一人一人の多岐にわたる進路希望の実現を目指している。

特色選抜においては、上記のことを踏まえ自己実現のために本校で学ぶことを強く希望する者のうち、次の A 型、B 型いずれかに該当する生徒を求める。

A 型【アドバンスト探究コース】

学業成績が優秀であり、自らの高い志を達成しようとする意欲を持つ生徒。

B 型【スタンダード探究コース】

部活動または校外での体育的活動・文化的活動に積極的に取り組んだ実績があり、入学

後も文武両道を目指し、努力を継続する意欲のある生徒。

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続き等には、福島県立学校入学志願者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）

ただし、令和2年度3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ 希望コース調査票（本校所定の様式）

ただし、特色選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）

- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

- ④ 希望コース調査票（上記(1)③に同じ）

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書や希望コース調査票等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 隣接県の隣接学区からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。
- (4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
- ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立喜多方高等学校長

住所 〒966-0802

福島県喜多方市字桜ガ丘一丁目 129 番地

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験

票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

- (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

- ① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

- ② 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

- ③ 調査書

A型については、「各教科の学習の記録」は全教科の評定を2倍にして270点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は65点満点として、合計335点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

B型については、「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動の記録」及び「長所・特技等の記録」は200点満点として、合計335点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。

個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。

面接については点数化し、165点満点とする。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、750点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の成績を2倍し、500点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容については精査する。

③ コースの希望が合否に影響することはない。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和8年3月4日(水)

受付：午前7時50分～8時20分

学力検査：午前9時～午後3時10分

8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

② 会場 福島県立喜多方高等学校

③ その他 受付は生徒昇降口で行う。

受験票、上履き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(2) 特色面接

① 日 時

令和8年3月5日(木)

受付：午前8時15分～8時30分

特色面接：午前9時から

※面接予定時刻は令和8年2月27日(金)までに中学校を通して連絡する。

② 会 場 福島県立喜多方高等学校

③ その他 受付は生徒昇降口で行う。

受験票・上履き・昼食（面接時間により必要な場合）を持参すること。

なお、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

令和8年3月10日(火)

受 付：午前8時～8時20分

ただし、下記の③に該当する者は受付時間を午後2時5分～2時25分とする。

学力検査：午前9時～午後2時45分

特色面接：午後3時から

なお、特色面接の終了時間は受験人数によって変更があり得る。

① 学力検査及び特色面接のどちらも受験できなかった者

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00 16:00

点 呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会	休	特色 面接
------------	-----	---	-----	---	--------------	--------	-----	---	-----	---	----------

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分) (15分)

② 学力検査のみ受験できなかった者

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

点 呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英 語)	昼 食	理 科	休	社 会
------------	-----	---	-----	---	--------------	--------	-----	---	-----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

③ 特色面接のみ受験できなかった者

14:25 14:45 15:00 16:00

点 呼 諸注意	休	特色 面接
------------	---	----------

(15分)

※追検査等の一部を受験する場合の日程は中学校長を通して連絡する。

(2) 会 場 福島県立喜多方高等学校

(3) その他 受付は桜壇会館入口で行う。

持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和 8 年 3 月 16 日(月)午後 1 時から令和 8 年 3 月 24 日(火)午後 5 時まで

- (1) 志願者は、WEB 出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 令和 8 年 3 月 16 日(月)の午後 1 時から午後 4 時まで、WEB 出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校生徒昇降口前に掲示する。
- (3) 令和 8 年 3 月 16 日(月)の午後 1 時から午後 4 時まで、合格者に対して合格通知書（様式 13 号）を本校生徒昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB 出願システムにより、本人の各教科の得点と 5 教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和 8 年 3 月 16 日(月)午後 2 時から令和 8 年 3 月 24 日(火)午後 5 時まで

21 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式 14 号）を令和 8 年 3 月 6 日(金)午後 4 時までに本校校長へ提出する。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」（様式 16 号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式 17 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式 18 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。

- (5) 「アドバンスト探究コース」の所属生徒数は40名程度を目安とするが、クラス編成等学校運営上の必要により変動することがある。
- (6) 一般選抜のみに出願する志願者は、「令和8年度一般選抜志願者 希望コース調査票」において、「アドバンスト探究コース」「スタンダード探究コース」のいずれかを選択する。
コースの所属については、選択したコースへの所属を優先的に考えるが、合格者の状況等によっては、希望しないコースに所属する場合もある。希望のコースと所属が異なる場合、合格者発表後に電話で意向確認を行うことがある。
なお、2年次から開設する「キャリア探究コース」については、入学後に改めて希望調査を行った上で決定する。
- (7) 所属コースは令和8年3月30日(月)の新入生オリエンテーション時に発表する。
- (8) 入学者選抜業務関係の漢字の取扱い
氏名表記は、原則としてJIS第1水準および第2水準の文字を使用する。外字については、表示されないなど事務処理に支障を来すため使用しない。
- (9) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。